

## 民事訴訟の結果について（報告）

呉市が被上告人等となっている民事訴訟について、広島高等裁判所において令和元年10月28日付けで上告及び上告受理の申立てを却下するとの決定が行われ、呉市の勝訴が確定しました。

### 1 事件の概要

相手方（第1審原告、第2審被控訴人、上告人兼申立人。以下同じ。）は、中学校3年生であった平成2年1月頃、相手方が通学していた呉市立中学校の担任教諭が、高等学校の入学試験に係る事務手続を誤り、相手方は、その高等学校を受験できず、1年間浪人をしたことから、生涯年収において1年間分の減収が生じたとして、損害賠償金の支払を求めて、訴えを提起したものです。

平成30年12月18日に広島地方裁判所呉支部において、呉市勝訴の第1審判決の言渡しが行われましたが、相手方はこれを不服として、平成30年12月27日付けで広島高等裁判所に控訴し、令和元年7月11日に同裁判所において、呉市勝訴の第2審判決が言い渡されました。

これに対し、相手方は、第2審判決について不服として、令和元年7月22日付けで広島高等裁判所に上告及び上告受理の申立てを行い、同裁判所において令和元年10月28日付けで、相手方の上告及び上告受理の申立てを却下するとの決定が行われました。

#### (1) 事件番号

令和元年（ネオ）第49号

令和元年（ネ受）第47号

#### (2) 管轄裁判所

広島高等裁判所第4部

#### (3) 上告及び上告受理申立年月日

令和元年7月22日

#### (4) 相手方

呉市在住の個人

#### (5) 訴額

140万円

#### (6) 原判決の表示

広島高等裁判所 平成31年（ネ）第17号（令和元年7月11日判決）  
（損害賠償請求控訴事件）

### 2 決定主文

#### (1) 上告について

ア 本件上告を却下する。

イ 上告費用は上告人の負担とする。

(2) 上告受理の申立てについて

- ア 本件上告受理の申立てを却下する。
- イ 上告受理申立て費用は申立人の負担とする。

### 3 決定の理由

(1) 上告について

一件記録によれば、上告人は、上告期間内に上告状兼上告受理申立書を提出し、その後、上告理由書提出期間内に上告理由書を提出したものであるが、上告人が提出した前記各書面のいずれにも民事訴訟法第312条第1項及び第2項に規定する事由の記載がないから、本件上告は不適法である。

(2) 上告受理申立てについて

一件記録によれば、申立人は、上告受理の申立て期間内に上告状兼上告受理申立書を提出し、その後、上告受理申立ての理由書提出期間内に上告受理申立て理由書を提出したものであるが、申立人が提出した前記各書面のいずれにも民事訴訟法第318条第5項、第315条第2項、民事訴訟規則第199条第1項所定の上告受理の申立ての理由が記載されているとは認められない。